

年金業務・組織再生会議 (第7回)

平成19年10月26日(金)
10:00～12:00
総理大臣官邸4階大会議室

行政改革推進本部事務局

○本田座長 ただいまから第7回年金業務・組織再生会議を開催いたします。

前回に続きまして、今回も会議の様様をインターネットで中継しているということをつけ加えておきます。

本日の会議におきましては、前回に引き続きまして社会保険庁からのヒアリングを行った上で、委員の間で自由討議ということにしていきたいと思っております。本日のヒアリングでは社会保険庁におけるシステム改革・業務改革などの内容、また全国健康保険協会設立委員会における採用基準の検討状況につきまして説明をいただいた後、質疑を行います。

また、会議終了後、午後から社会保険事務所事務局、集約事務センターの視察を行うこととなっております。よろしく申し上げます。

(報道関係者退室)

それでは早速でございますが、まず社会保険庁よりシステム改革・業務改革などにつきまして、また、併せて前回の会議で宿題となりました事項につきまして、資料を説明していただき、その上で質疑を行いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○石井社会保険庁運営部長 それではお手元の資料によりまして説明をさせていただきます。ヒアリング資料、資料1と右肩のところに打ってございますものをご覧いただきたいと思っております。

表紙がございまして、ご説明しようとする内容でございますけれども、点線の枠囲いの中の1の社会保険オンラインシステムの現状・刷新計画、2の社会保険業務の業務・システム最適化計画、これを中心にして、さらに業務集約化の推進、それからただいま座長の方からもございました、前回会議で指摘のあった事項に関する資料について、順次ご説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして1ページでございます。まず(1)社会保険オンラインシステムの現状・刷新計画でございます。その概要でございますけれども、この絵にございますように、社会保険オンラインシステムは全国の社会保険事務所と東京高井戸、三鷹にございます社会保険業務センター、これを通信回線で結びまして年金あるいは健康保険などの適用、徴収、それから年金の裁定、年金の相談といった業務を行うためのシステムでございます。

それで、絵の中でございますけれども、その心臓部ともいえるべき部分が社会保険業務センターの2つの庁舎でございまして、まず三鷹庁舎でございまして、こちらが被保険者の方々の記録の管理、それから基礎年金番号管理システムというものを担当してございます。その隣の高井戸庁舎のほうでございまして、こちらは年金の給付システム、これを担当する部分でございます。後ほど、細かくご説明申し上げます平成18年度から22年度にかけて5か年で刷新をするというシステムは、この中の三鷹庁舎の記録管理と基礎年金番号管理システムについての計画でございます。

これらは社会保険事務所の端末と結びついてございまして、それで社会保険事務所において事業所あるいは市区町村を通じて被保険者の方々、直接もありますけれども、いろいろ

ろとお届け、あるいは申請・確認、そういったものがございまして、この端末を通じていろいろと業務処理をさせていただく。また、年金証書、年金手帳、こういったものの交付もこれをキーにして行うという形でございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。(2) 社会保険オンラインシステムの見直しということでございます。まず経緯でございますけれども、平成15年の3月に自民党のe-Japan重点計画特命委員会から、年間10億円以上の経費を要する中央省庁のシステムのうち、レガシーシステム、定義的なものがそこに書いてございますけれども、それを刷新すべきとの申入れがございました。これを受けまして、関係各府省の電子政府構築計画に見直しのための行動計画を盛り込むということになりまして、私ども厚生労働省におきましては、平成15年の7月にこの行動計画を決定してございます。

そこでの課題でございますけれども、1点はシステム構成の見直しということで、メインフレームを中心として構成している現行システムをオープン化などを行うことによりまして経費の削減を図るということが1点。

ソフトウェア構成の見直しでございますけれども、中には使用頻度が低くなっている帳票類が非常に多数ございます。そういったものをきちんと整理し構成の簡素化をはかるといふこと。カスタムメイドで作られているソフトウェアのできるだけ多くを汎用パッケージソフトに切り替えるということを通じて、この点での経費節減も図るといふことがもう1つございます。

それから業務処理も併せてこれは当然のことながら見直しをする必要があるわけでございます。手作業で行っている処理、あるいは住基ネットなんかがそうでございますけれども、他の公的機関で保有している情報、これを基に処理できる事項はできるだけそれでやって職員などの審査などを省力化するという、こういう角度からの見直しも盛り込むということが3点目。

調達方式でございますけれども、長期随意契約、こういう形でなされていてその内容も包括的で結果的に費用構造が不透明な形になっているものを見直しを行って透明性を確保するということが4点目の調達方式の見直しというポイントでございます。

※のところでございますけれども、この関係でNTTデータとの間で交わしておりますデータ通信サービス契約というのに簡単に触れますと、ここにございますような設計から始まりましてサービス開始後の維持管理まで包括的に提供するサービスでございます。利用料の支払い方といたしましては、役務の提供に対応する形で毎月利用料を支払うという形でございます。社会保険庁の場合には10年間のいわば延べ払いという形で支払うわけでございます。

そういう形態でございますものですから、この契約を解除する場合には、将来払うべき未償却額、これをきちんと契約解除前に整理する、残債と言われる部分でございますが、これを支払うということが条件になってくるということでございます。併せて、この形態におけるソフトウェアなどの権利、著作権でございますけれども、開発事業者に帰属する

という形になっているものでございます。

見直しの方針でございますけれども、1点目はシステム、ソフトウェア構成の見直しということでございまして、クライアント・サーバーシステム、オープンシステムに切り替えるということと、汎用パッケージソフトへ切り替えていくということでございます。

それから業務処理の見直し、調達方式の見直しということで、随意契約から競争入札への移行、今申し上げたデータ通信サービス契約からの脱却、それからハードとソフトの分離調達、国庫債務負担行為の活用、知的所有権のこちら側の取得、こういったことを内容とする見直しを行うということが眼目でございます。

めくっていただきまして、これまでの取組でございますけれども、このような形でのシステムの最適化に当たりましては、厚生労働省のCIO補佐官などの支援・助言も得て進めさせていただいております。先ほど申し上げたような経緯で平成15年の8月でございますが、庁内に刷新検討委員会を立ち上げるなど、関係の組織を立ち上げました。そこでの検討を踏まえまして、平成16年1月に、刷新可能性調査というものを実施し、1年3か月を要しましたが、その結果を平成17年の3月に公表させていただいております。

このときの、要するに報告内容に基づいて、少し経過いたしますが、平成18年の3月に業務・システム最適化計画を策定公表ということになってございまして、翌月から5年にわたる計画ということで実施に入っております。直近でございますけれども、平成19年の3月の時点におきまして、この工程に従いまして年金業務システムの基本設計書、これを完成するというに至っております。ちなみに後ほど出ますけれども、これは5分割で調達をしているわけでございます。調達先はそこにございますような事業者でございます。

5ページ、社会保険オンラインシステムの見直しスケジュールでございますが、今申し上げたようなことで、下の大きな矢印の入った絵でございますけれども、平成18年度を初年度といたしまして平成22年度までの5ヶ年間で着実に実行していくということで、今平成19年度でございますけれども、2か年目にあたるということでございます。

ちなみにこれと並行いたしまして、健康保険関係で来年の10月に全国健康保険協会が発足するわけでございますが、そちらの最適化の計画も実施段階に入っているという流れになってございます。

めくっていただきまして6ページでございます。記録管理システム、それから基礎年金番号管理システムのオープン化のスケジュールということでございますが、やや詳しく見させていただいたものでございます。今申し上げましたように本年3月に基本設計が完了しているわけでございますけれども、その具体的な形態といたしましては5分割。まずベースになります基盤ソフトウェア、全体の開発管理、これを入札で決めまして、それに追随するような形で入札を実行しまして、適用業務ソフト、徴収業務ソフト、それから給付、支援系、こういうふうなものを順次調達してきているわけでございます。

現在は詳細設計以降の工程に入ろうということで、それに向けての準備をしてござい

す。なお、下の方に※が4つほどございますけれども、3つ目をごらんいただきたいわけ
でございます。このような作業をしている過程において「情報システムに係る政府調達
の基本方針」というものが定められて、本年7月から適用されたわけでございます。この
基本指針の中に基盤製品の一部選定、これは基本設計の作業の一部として位置付けられ
ているわけでございますけれども、それも行うべきということがございました。

ただ、私どもは既に3月に基本設計の作業を終えていましたので、結果的にこの7月
施行の基本指針の適用対象には直接的にはならないだろうと思うわけでございます
けれども、この指針の趣旨を踏まえまして追加的にこの基盤製品の一部選定という
ものについて契約をしてございます。基盤ソフトウェアの一部をなすものでござい
ますから、この事業者は一般競争入札で決めたわけでございますけれども、その
事業者の手分けさせることがある意味では当然というように承知いたしまして、
随意契約をこれについては結ばせていただいているということで、全体として
基本指針の趣旨を踏まえさせていただいたと、こういう状況でございます。

7ページにまいりまして、経費の見込みでございますけれども、現在平成19年度
のところございまして、平成18年度末の残債でございますけれども1,050億
というような形になってございます。この棒グラフ、3つの部分からなっている
わけございまして、まず既存システムの運営の経費、それからクロス
のチェックが入っているようなものですが、これは次期システムを作る
ということでの初期コスト部分、それから残債部分ということでござい
ます。

先ほども申し上げましたように、残債は新しい刷新システムに移行する前に
払いきらなければならないということで、現在付加的に毎年度の予算に計上
して支払いを続けている。それと新しいシステムのイニシャルコスト、この
部分も付加的に今負担していると、こういう形になってございます。

完成した場合の効果でございますけれども、この絵の中にちょっと付記させて
ございまして、現在運営コスト、通常ベースの経費が850億円ほど年間かか
ってございまして、これが550億円ほどになるということでございまして、
300億円の年間減というものの効果が出ると見込んでいるわけござい
ます。

次のページをご覧くださいと思います。次に2の社会保険業務の業務・シ
ステム最適化計画、これについてご説明をさせていただきたいと思いま
す。まず、この業務・システム最適化計画の基本理念でございますけれども、
4点。業務の効率化・合理化、利用者の利便性の維持向上、安全性・信
頼性の確保、経費削減、これを柱とさせていただいております。

実施の内容でございますけれども、まず業務施策ということでは、業務処理
の効率化・合理化ということで、例えば<業務の集約化>のところござい
ます。これまで社会保険業務センターにおいて実施してきた業務のうち、
対面を必要としないような届書の受付など、通知書の印刷交付、そ
ういった定型的業務については今後ブロック単位で整備をいた

します集約事務センター、あるいは社会保険業務センターに集約する。こういう考え方で対応しております。

並行いたしまして、外部委託化の方も進めると、こういうことでございます。

市場化テストなどによる外部委託の拡大、これにも私ども取り組んでおりまして、国民年金保険料の収納の事業、厚生年金保険などの未適用事業に対する適用促進事業、コールセンター、これらについてはモデル事業というのを経まして段階的に今後拡大、外部委託をしていくということでございます。

それから、手作業処理のシステム化、これは後ほどまたポンチ絵で出てまいりますけれども、届書のデータの入力方法についてOCR読取方式を導入することで思い切った省力化を図るといようなこと。

既保有情報の活用ということで老齢年金に加えまして、ターンアラウンド方式という形での印字方式の導入を、遺族年金・障害年金について計画をするということなどがございます。

他の公的機関とのデータの連携。届書の電子媒体化。データ更新のタイミングの見直し。こういったことも業務施策の中に位置付けて行わせていただくことにしております。

業務施策の柱、2つ目は10ページでございますけれども、お客さまへのサービスの向上ということございまして、ねんきん定期便、平成21年までは現在行っております記録問題の関係で「ねんきん特別便」というそれとは別の仕様のものをやっているわけでございますけれども、いずれにせよ年金加入状況の情報提供の充実、コールセンター機能の充実、こういったものを向上していく、業務品質を高めていくというような取組を行ってまいります。

システムの施策の関係でございますけれども、先ほど申し上げました三鷹で行っております2つのシステムのオープン化でデータ通信サービス契約からの脱却というのが特に主眼でございます。それからハードウェア資源の集約及び有効活用。データセンターの統合ということございまして、データセンターが現在、高井戸と三鷹。これが圧倒的な主力の2拠点でございますが、このほかに東京のデータを処理しているものとして、三田に分室がございます。この三田をまず来年の1月に吸収いたしまして、それで2つの体制にして、そしてさらに平成22年度を展望して三鷹を高井戸に吸収すると、こういう形でのセンター機能の一ヶ所統合というのを予定しております。

また、安全性・信頼性の確保ということで個人情報の暗号化、利用者認証機能の強化といったこと。

それから調達施策についても、ここにございますようなことで取り組むということで最適化の実施内容とさせていただきます。

さらに、5番目の柱でございますけれども、ITガバナンス体制の確立ということございまして、システム検証委員会による審査、認証機能の強化、ここには厚生労働省のCIO補佐官などの参加を得て設置され、そして活動してございますけれども、ここでシス

テム化あるいは改修する案件についての必要性、開発規模、スケジュールそのものの妥当性、こういったものを中心に検証するというようなことが1点。

それから2点目は、ここにWBS [Work Breakdown Structure] 以下ございますけれども、こうした手法を用いてシステムの企画開発運用工程の標準化を進めていくということ。3点目に、システム部門の体制強化。とりわけ専門性の高い職員の確保・育成というのを図るとというのが5番目の柱の内容でございます。

それからシステム導入経費及び削減効果でございます。先ほど申し上げたことと少し重複いたしますが、1番目のシステム導入経費でございますが、オープンシステムの構築のために1,150億円がかかる一方で、残債でございますけれども1,500億円の支払いを今、ずっとしているところでございます。先ほど申し上げたように削減効果が850億から550億ということで300億ほど出ます。この300億というものを念頭に置きますとシステムの初期コストでございますが、これを4年で回収することができる、こういう見込み方をしてございます。業務・システムの施策で9,000名から9,100名程度、正規それから非常勤の内訳、そこに書いてございますけれども、人員の削減を考えてございます。一方で強化する業務へのシフトも2,700名ないし2,800名という規模で、それを進めさせていただくというように考えてございます。

次のページがこのような人員の削減効果を主な項目別に整理したものでございまして、上の<合理化による減>というところの枠囲いでございますけれども、例えば事務の集中化による定型的業務の外部委託化ということによって正規・非常勤合わせまして2,600～2,700名の削減、次のシステム刷新による業務そのものの減で900～1,000名とこういうような数字、この枠の下の方でございますけれども市場化テストによる外部委託ということで3つの取組を合わせまして4,500～4,600名、都合合理化減ということで先ほど申し上げた9,000名程度の減を見込んでございます。

一方で強化すべき業務というものもあるわけでございまして、例えば国民年金保険料の長期未納者に対する強制徴収の取組の強化とか、それから厚年・健保の未加入事業者、これに対する職権適用などの取組、それから内部統制機能の強化などのための体制整備というようなことで都合2,700～2,800名の強化を図らせていただきたいと、こういうようなことでございます。

今度は(2)の最適化による社会保険業務の見直しのやや具体的な姿というものをご覧いただきたいと思います。まず、手作業処理のシステム化でございますけれども届書の情報を電子化することでどのような姿になるかということでございますが、16ページをご覧いただきたいのでございますけれども、現在行っております届書の整理でございます。

この絵にございますように事業主の方、被保険者の方、受給者の方、それぞれから直接あるいは郵送で届書がまいりますと、受付簿に登録し審査に入りそして入力をする。その結果を結果リストなどで見ると同時に通知書をはじき出しまして、そして行った処理結果

のリストと中身を確認して決裁をとって、そして受付簿の消しこみをして、紛れがないようにしたうえで編綴・保管、通知書の発送というのをやる。こういう流れになっているわけでございます。

このステップを1つでもなくしたいということで、13ページでございますけれども、このような絵姿でやらせていただきたい。形としてはまず、利用者の方々などからいただきますものをできるだけ郵送という形にまずさせていただきます。これを外部の委託業者に受け付けてもらいまして、この段階で届書そのものをスキャンでの読取をいたします。これを、電子化処理ということでございますけれども、端末で見られるようにいたします。それで、端末で内容の確認・審査をいたしまして、そして審査内容を電子決裁いたします。で、一方では届書編綴・保管をすると同時に、届書の出力、送付を行うということで、全体として、もたもたした感じの部分を最初にスキャン、読取をすることで電子的に処理する、そういう流れに乗せてしまうということでの省力化を図りたいということでございます。

14ページでございますけれども、今度は決裁の電子化でございます。こちらも考え方は同じでございます、届書の内容の審査でございますけれども、現在は仮原簿というのはございまして、原簿に記載していくということになるわけですが、そうしますとまず前提として審査がなければいけない。ここに時間を要する。そしてその結果、ようやく原簿にたどり着くという流れになるわけですが、このところを仮原簿というものを作ることで省力化できないかということでございます。

審査対象者の届書の情報でございますけれども、これが先ほど申し上げたような形で入ってまいります。これを画像イメージ、項目情報、これを端末で見まして、そして既に保有している情報と届出情報を機械突合いたします。それでその内容の確認をいたしまして審査をこの画面の中でやってまいります。で、その審査結果を仮原簿ファイルというものに登録するというところでございます。

その後、審査対象者の審査情報に、審査担当者の段階に入るわけでございますけれども、仮原簿ファイルというものをを用いて、その審査対象者の審査情報に、今度は二次審査担当者がアクセスいたしまして、それで審査結果を確認いたしまして、必要に応じて参照をする。よければそのまま決裁・入力をするということでございます。と同時にこのような、工程を経過管理情報というのを、系統的に整備いたしまして同時にキャッチすることで全体の進行管理をすると、こういうことでございます。

めくっていただきまして、17ページでございます。報告書の集計作業の自動化でございますけれども、これも現在県単位それから全国分の事業状況の把握というのが状況表、件数表などを必要に応じて集計してございます。現状は例えば事務所で、収納状況であれば収納状況表というのを月次出力いたしまして、表の形にして、事務所として報告書を作ります。これを各県にございます事務局に送付いたしまして、ここで集計を更にいたしましてそれを本庁に送るという形でございます。

システムの最適化後は情報が集中化されます。全国拠点というところでデータ管理がなされますので、そこに事務所のものは必要情報を入れて確認をする。そして、最適化の時点におきましては県単位の事務局はございませんで、ブロック機関ということになりますけれども、ここでも確認できる。本部も確認できる。こういうようなことで、階層的に書類が動くというような形から離れるということになります。全国どの拠点でも照合可能という形になるということでございます。

18ページでございます。既保有情報を活用する例でございます。現在、既に老齢年金については、あらかじめ私どもが持っている情報を印字いたしました請求書を送らせていただいて、必要な事項を書き加えていただいて、返送してそして裁定の手続を行うなどということをやっているわけですが、これを遺族年金・障害年金の裁定請求の手続においても導入しようということでございます。

ただこの場合、老齢年金と違いますのは、老齢年金の場合ですと一定の年齢がくれば自動的にこちらのほうからお送りできるわけですが、遺族年金とか障害年金はそういう状態になって初めてできるものがございますから、ご本人様からお問合せをいただく、こういうことで手続が始まるということが違う点でございます。

19ページでございますけれども、既保有情報の活用の2ということでございます。届書・添付書類の電子化ということでございます。時間の関係で、また後程ご覧いただければと思います。

20ページでございますけれども、他公的機関とのデータ連携の項でございます。これも、住基ネットワークを活用することでどのような省力化が図れるかという、これにちょっと触れますと、被保険者から例えば住所が変わった、氏名が変わった、こういった情報が届けられます。市町村で受け付けまして、住基ネットに登録されるわけでございます。現在はそうではございませんけれども、平成23年度からでございますが、社会保険庁がこの住基ネットからの情報をいただけるようになりますので、そのままご本人様に届出などを出していただくということを持つことなく住基ネットのデータベースにアクセスさせていただいて、情報を頂いてそれで業務センターで処理をする。こういう形になるということでございます。

それから、届書などの電子媒体化、21ページでございます。まだまだ紙媒体の分量が多いわけでございますけれども、これを磁気媒体にし、更に電子申請という形になじむような促進を図っていきたいということでございます。

少し急ぐようで恐縮でございます。22ページでございますけれども、その中で電子申請の進捗状況、課題でございます。現在、平成18年度の実績でございますが、目標がございましてそれをどういう形で達成できているのか、できていないのかというようなことでございますけれども、一番左の欄でございます。社会保険関係の手続、35手続がございましてけれども、これらについての年間平均申請件数、1億913万件と、こういうような数字になってございます。平成18年度の電子申請の目標利用件数でございますが、右から3つ目のく

c > 欄でございます。1億49万8,891件という実績になってございます。これに対しまして、実績でございますけれども、ちょうど表の真ん中ぐらいでございますが < b > というのがございまして、839万7,175件ということでございますので、 < b / c >、達成率でございますが、右から2つ目の欄でございますけれどもちょうど80%と、こういうような形にはなっているわけでございます。ただし、この実績というのはやはり < x > 欄の年間平均申請件数1億900万ですが、これとの対比で申しますと7.7%というような状況にまだとどまっているということで、この数値をもっと上げていかなければいけないということで、そのための課題でございますけれども、やはり周知がまだまだ十分ではないのかなということ、それから添付書類の扱い方でございますけれども、別途郵送又はスキャナで読み込み送付する、そういった必要があるのかどうか。電子証明書が有料であるということもネックになっているのだろうと思います。

今後の取組でございますけれども、大規模事業所の取組もまだ十分とは申せない状況でございますので協力依頼をしていくなど、ここに記載してございますようなことをやっていきたいと思っております。

次に、国民年金保険料の収納記録、これのデータ更新のタイミングを見直すことでご迷惑をおかけしている納付済みの方々に対して改善を図っていきたいという例でございます。現在、コンビニエンスストアから保険料を納めていただくことは可能でございまして、その収納記録ももちろん取っているわけでございますが、現在は確定情報を捉えましてこれを頂いてデータベースに反映してございます。

この関係で、保険料を納付いただきましてもデータベースへの反映が数日後ということになるわけで、ちょうどこの間に未納者のチェックいたしますとデータベースに反映されていないものですから、納付いただいているにもかかわらず未納という表示が、その方に出て、この方に納付勧奨のお知らせが行くということで、大変申し訳ない状況になっているわけでございます。

ここをきちんと直すというのが長年の課題でございまして、下の絵でございますけれども、刷新後は速報情報、ただしこれは今よりはグンと精度を上げなければいけないと思っておりますけれども、この速報情報を用いますとデータベースへの反映が即日ということになりますので、今申し上げたご迷惑をかけるようなことがなくなる、こういうようなことでございます。

めくっていただきまして、24ページ、(3)のシステム刷新後のシステム構成イメージでございますけれども、左の現行と見比べていただきたいわけでございます。刷新案のほうでございますが、大型メインフレームですね、これ中心の姿がクライアントサーバー型になり、かつオープン調達ということになります。ですからグンと小ぶりのスタイルになるというのが新センターのイメージでございます。

そして年金給付システム、これはこの5か年にわたる刷新計画の実施、この後に着手するというようにしているわけでございますが、さはさりとてもハードウェア集約を中心に

刷新しコストの削減を図るといふことにしております。それからデータセンターでございますけれども、三田庁舎を吸収するというようなことでございます。ネットワークの刷新、回線のオープン化もこの中に入るといふことでございます。

データ体系の変更も、25ページでございますけれども、これに伴って行うことにしております。現在は上の枠囲みの説明書きにございますように、基礎年金番号管理システム等々、制度別データベースの中に同じ方の情報が入っているわけでございます。新システムでは集約する、被保険者個人の情報あるいは年金制度の加入履歴の情報を体系の中に集約、一本化するといふような形にしようといふことでございます。

次の26ページでございます。先ほどのシステムの関連図のところでも若干触れましたけれども、5か年にわたる最適化を進めますと、次の課題として出て来ますのが年金給付システムの最適化計画でございます。これは平成18年3月に策定いたしました最適化計画において、この枠囲いの中のような形で位置付けられております。すなわち、この年金給付システムについては平成16年度の年金法の改正で、離婚時の年金分割などをシステムとして開発して、平成18年の4月からサービス開始できるようにするといふようなこともございました。これは大変規模の大きな修正であったわけでございますけれども、そういうようなものが見込まれている。

オープン化に向けた、こうした規模の大きなシステム修正と同時に行うことはやはりリスクの点から極めて困難だ、こういうような判断をいたしまして、引き続き最適化の第二段階としてオープン化するといふことになっているわけでございます。そういうことで、オープン化の進め方については、今回の最適化の実施状況などを踏まえて今後検討といふ位置づけでございます。

年金記録の管理に関する国と日本年金機構の役割分担、これは前回もご報告をさせていただいておりますので、簡単に説明させていただきますと、国の役割といふのは2つございまして、1つは原簿をきちんと備えるといふことと、そこに被保険者あるいは受給者の方々の状況の変化といふものがあって、これが記録という形で反映されるわけでございますが、記録そのものの正確性を確保するといふこと、この2つが基本的には国の役割でございます。一方、日本年金機構の役割でございますけれども、この記録に関わる事務といふことで具体的には記録の入力処理でございますけれども、こういったものを行ってもらう、こういう役割分担になるわけでございます。

下の※にあるわけでございますけれども、このオンラインシステムの開発につきまして両者の連携をする必要があるといふことで、国と日本年金機構の両者が参画する「システム開発委員会」といったものを設けまして主要事項について十分に協議をして共同で進めていく、こうでございます。

1ページめくっていただきまして、28ページでございます。国と日本年金機構のそれぞれの役割があるわけでありましてけれども、システム開発委員会という、いわば両者との関係といふのは、真ん中の網掛けの部分にございますように、機能といたしましては開発の

必要性の検討・検証、概算要求内容の検証、基本検討・基本計画書の検討・検証、開発規模の妥当性の検証。メンバーでございますけれども、国の事業、システム、経理の責任者。それから日本年金機構の企画、業務、システムの責任者によりこれは構成される。

具体的な検討というのは国と日本年金機構の職員により構成するワーキンググループを組織して実務的な検討を行うということで共同する。国側のもっぱらこの委員会に提示する案件としては、端的に言えば制度改正の事項が考えられるということでございますし、日本年金機構側としては業務改善の提案、そういったものが考えられるということで、その場合、それぞれこういうような流れに乗りつつこの開発委員会に関与していくということを現在想定しているわけでございます。

こういう動きと並行いたしまして、この枠囲いの一番下の外側でございますけれども、システム監査というものを国がやるということで、企画、開発、運用それぞれの業務について監査対象とするということでございます。

それから、業務集約化の推進でございます。枠囲いの中でございますように、平成14年度より社会保険事務所の業務を国民の皆様と対面を要するものに重点化しようということで、対面を要しない業務、これをより効率的に処理しようという観点から端的には入力業務からでございますけれどもこれを集約する取組に入っております。

それと、職員による判断を必要としない業務については、外部委託などを導入してこれに組み合わせて効率化を進めてきておまして、これまで361の届書などの処理を対象業務といたしまして、各地方社会保険事務局の実情に踏まえまして平成20年10月ごろまでを目途に順次都道府県単位の事務センターでの集約を進めているところでございます。

さらに、届書などの処理状況を管理するシステムの導入を進める。具体的にはこれは経過管理システムと、私どもは呼ぶわけでございますけれども、そういったものを平成22年度導入予定でございますが、進めまして、都道府県を超えた広域単位で集約化をその段階では行おうと考えてございます。最終的には社会保険事務所で処理する必要のない届書などの処理は全てブロック単位で設置される事務センターにおいて取り扱うという考えでございます。

業務集約・外部委託などに関する経緯はここに記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、30ページでございます。集約化の対象業務でございますが、361と申し上げたわけですが、その内訳でございますが、厚生年金とその健保の適用・徴収関係のものが大きく分けますと4点でございますが、被保険者資格取得届など関係各種の届書151種類の審査による決定・交付など。国年のほうも適用・徴収関係ということで42種類のやはり審査による決定・交付。年金給付でございますが裁定請求書など各種申請書109種類。こういったものを対象にして進めているわけでございます。

課題でございますけれども、1つにはこれまで社会保険事務所で一貫して取り扱ってきたものを分断する形になりますのでこの処理全体の進捗などを管理する方策を講じるということで、先ほど申し上げましたけれども対応状況、あるいは対応方針でございますが経

過管理システムというものを導入する必要があるということでございます。少し先になりますので、それまでの間は受付処理簿、そうしたものできちんと管理するというのを、これはもう徹底しなければいけないということでございます。

それから課題の2点目といたしましては業務処理の流れに変更を生じることになる部分がありますので、その処理の統一化、標準化をきちんと確保する必要があるわけでございます。これにつきましては平成18年10月に業務処理マニュアルというものを作っておりますが、これに集約化の推進内容を反映させていくべく改訂作業を進めるということでございます。集約事務の物理的な条件として実施場所をきちんと確保するというところでございます。これは現在いろいろな建物を用いておりますが、それらを有効活用するというのを基本としてやっていきたいと思っております。

集約化業務の外部委託などにおける課題でございますが、課題のみ申し上げさせていただきますと委託業者を監督するノウハウを維持することが必要であるということ。それから、事業期間、契約をしてお願しております事業期間、これが満了いたしましてその段階で新たな事業者を決めるということで入札をするわけでございますけれども、別の業者になることが当然考えられるわけで、そうした場合にはまた1からそのノウハウを備えていただくというようなことで、業務品質の確保がその時点では、当面ではございますけれども課題となるということでございます。

キーボード入力業務の派遣労働者による処理につきましては、そうした労働者の訓練に力を入れているわけでございますけれども、やはり同様に労働者の入替などによりまして、これも業務品質の確保というものが課題となるということでございます。対応状況は右側の欄に記載のとおりでございます。

32ページでございますけれども、（参考1）集約事務センターの業務集約化の現時点でのイメージでございますが、集約化前は社会保険事務所で業務一式をやっていた。届出・申請の処理ということで、当然受付から始まりまして点検、審査、決定それから入力、交付を経て編綴、保管というところまでやっていた。これと並んで職員判断が必要な業務というのもこのようにあるわけでございます。

集約化後でブロック組織が立ち上がるという段階を想定いたしますと、社会保険事務所で扱っている業務のうち、外部業者に回せるものとして届出・申請の点検部分、入力、通知書などの作成・交付、それから編綴、保管。保管の部分は電子化を想定してございますけれども、そういった部分は外部業者にお願いをする。しかし外に持ち出すのではなくて、庁舎の中に派遣をしていただくという形になろうと思っております。

こういう部分に加えましてネット、それから郵送の届出・申請の受付といったものも手がけていくということかと思っております。他方、これらにかかります届書の審査・決定、ここは引き続き職員がやらなければいけないということで、ブロック組織、集約事務センターでございますが、こういうような2つのグループからなる作業単位ということになろうかと思っております。

それから年金事務所のほうでございますけれども、職員判断が必要な業務は基本的にはそのまま年金事務所のほうに移ります。同時に窓口での届出・申請、受付・点検、これも届出・申請書に関しまして一定程度やる必要があるだろうということでございます。

(参考2) 集約事務センターにおける新事務処理方式のイメージでございますけれども、2つの流れが書いてあるわけでございますが、その下に注が3つございます。注の2をご覧いただききたいわけでございます。入力業務につきましては現行システムではオンラインシステムに直接入力すると、先ほど申し上げました、集約前の流れのところをご覧いただきたいのですが、直接入力するために審査後にこれを行っているわけでございます。

システム刷新後は先に、届書のデータ入力をOCRで読み取らせてしまいます。そういう形でまず変更してしまいますのでそれを受けた仮原簿ファイルというものを作りましてこれで処理をしてしまうということで、入力を審査前に行うことでかなりシステムを活用した審査が可能となるということでございます。ちなみに2つの流れの網掛け部分が新たに工夫を凝らす部分ということでございます。

34ページでございますけれども、業務集約化スケジュールでございます。主な日程でございますけれども、まず平成20年度のところで10月にイベントといたしまして、全国健康保険協会が設立いたします。これに向けて健康保険の適用と徴収の部分は日本年金事業機構のほうに業務として残りますけれどもそれ以外の部分は移行させる。そして、平成22年の1月に日本年金機構が設立される。さらに平成23年の1月にオンラインシステムが刷新されるということでございます。

こういう工程の中で、都道府県におきまして業務処理の統一化というのを47それぞれ徹底的に進めていくということございまして、そのオンラインシステムが刷新される平成23年1月、この頃合を見計ましてブロック単位への移行というのを順次進めていく、こういうようなことでございます。

35ページからは前回会議でご指摘のあった事項を整理させていただいております。まず年金広報の事業一覧でございますが、こういうような形で、国民年金制度の広報、厚生年金制度の広報、公的年金制度全般の広報ということでカタログ、チラシ、リーフレット、様々あるわけでございます。これに対して近年どのような取組をしてきたかというのが36ページございまして、例えば平成16年度、まだキチッと見直しをする前の状況は予算的には21億9,300万ほど使っておりました。内容はここにあるようなものでございまして、メディア的にはテレビなども対応していたわけでございますけれども、平成17年度におきましてはテレビ広告予算というのは削除するというので、全体として思い切った見直し、効率化を図りましてこの段階で全体の予算は11億5,000万にしております。その後も集中広報回数を見直しをするなどによりまして、さらに圧縮を進めまして平成19年度は6億というような形になっているわけでございます。

37ページは私どもが納付率の公表をしているのとは違った方式で、納付率の分母に全額免除とか猶予とかそういったものを加えた場合にどういう率になるかというお求めがあり

ましたので、出させていただきます。そういう形で整理をいたしますと、平成18年度全体といたしましては、私どもの計算では納付義務がある方を捉えてそのうちの何パーセントがお支払いいただいているかということ言えば66.3%なのですけれども、納付義務のかからない方まで入れての分母で計算すると49%ということになります。

この18年度の49という数字を年齢階層別に分解いたしますと、右の表のような形になるということでございます。20～24歳のところは学生であるということでの納付特例とか若年者納付猶予とか、こういった措置が効いていて26.9%と数字的には低いものになっているということでございます。

38ページでございます。年金記録の「名寄せ」に係るシステムの主な機能、それから「名寄せ」のイメージということでございます。システムの開発に入っております。名寄せに係る主な機能ということでございますけれども、氏名・生年月日・性別の3項目が一致する記録、その場合もかな氏名の濁点は無視するとか、漢字の新旧字体は同等で読み込むとか、そういうような機能を持たせるわけでございますけれども、そういう形での名寄せを実施する第一次名寄せというのが1つ。

それをやってもなお残る部分については、第二次名寄せということで、今申し上げた3つのうちのいずれか1つについて、例えば生年月日であれば前後1日許容するといった条件を緩和した形での名寄せも実施することを予定してございます。

この2つの名寄せでございますが、そういう形でとりあえず名寄せをして、寄り集まる部分があるわけですが、それらも、直ちにそれで発送することはできません。結び付くと思われる方々それぞれについて、一方で5,000万件から出てきた記録というものがうまく対応関係を持つかというのを、期間重複チェックという形で検証しましてうまくハマるとい関係にある方に対して、そういうものが出ていますよということをお知らせするという形でございます。その下にあるのがイメージ図ということでございます。

それから40ページでございますけれども、これは未統合の今申し上げた記録でございます。これをどういうフローで処理していくか、イメージ的に整理したものでございます。41ページでございますけれども、前回やはりご質問がございまして、年金運営の新組織に係りまして、以前の構想と今回の日本年金機構の構想の内容の比較。これはどのような関連性を持っているのかというようなご指摘がありましたので、前回概略を説明させていただきましたけれども、改めてお出しさせていただいたものでございます。

少々長くなりましたけれども以上でございます。

○本田座長 はい、ありがとうございます。それでは、質問のある方、またご意見のある方お願いいたします。

はい、岩瀬委員。

○岩瀬委員 システムについてお聞きをしたいのですが。この刷新システムを作るに当たって、今のシステムにない部分を導入していくということだと思っております。例えば、死亡者被保険者ファイルが今ないわけですが、そういうものを作るのかどうかですが、

年号のコード番号というのはこれは非常にややこしい。現在は、厚生年金だと大正が「3」で、国民年金は「2」なんです。国民年金の昭和が「3」になっていて、同じ「3」というコード番号が国民年金と厚生年金とでは違うのでけっこう間違っただち込みがあると。この辺は直されるのでしょうか。

○植田社会保険業務センター副所長 最初の死亡した被保険者の情報ということですが、今は在職中に、例えば厚生年金に加入している人が在職中に亡くなられたときは会社から届出がありますので分かるようになっているのですが、辞められた後亡くなった場合は分からないということになっています。ただし今後は住基ネットとリンクを張るとそういう情報も取得できますのでそういう方向で考えているということですが。

それから年号のコード番号ですが、ちょっと私は国民年金において大正が「2」というのは失念していましたが、いずれにしましても今度はかつてのように制度ごとに厚生年金、国民年金という感じでファイルの管理をするのではなくて、基礎年金番号を中心としてどの制度に入られても同じコード体系を使うということでシステム設計をするということになります。

○岩瀬委員 もう一点、残債についてお聞きしたいのですが。これは最近新聞報道でもありましたけれども、非常に積算根拠というのが甘いのではないのか。人件費の単価にしても、きちんとその作業をした人の作業実績で積み上げたものではなくて、一般の積算参考資料を使ってやっていて、なおかつそれ以外のコストを載せた上でさらに利益を載せているという、非常に高いという指摘が会計検査院でもあったのではないかと思うのですが。

それともう1つ、契約を結んでいなかったということですが、正式な契約をですね、NTTデータとの間で。この残債額というのは、もう一度中身を、積算の根拠を示していただいて、適正なコストでないのであれば、NTTデータと交渉して棒引きにさせるというか、そういう交渉をやるべきではないかなと思うのですが、その点についてどうお考えでしょうか。

○石井社会保険庁運営部長 では、私のほうから。残債が金額的に割高ではないかという指摘は確かにいただいているわけですが、私どもも、やはりそういうご指摘を受けて、私どもなりに中身の精査というのをさせていただいております。もちろんこれは予算という形になりますので財政当局にもきっちり説明しなくてはいかんということで、私どもなりに開発段階でももちろん精査をさせていただきますけれども、その段階でのいろいろな計画、予定そういったものが開発過程に入ってどういように推移しているのかということも見ながら残債のチェックをさせていただいております。それで必要な要求というのはその過程でやらせていただいております。全体として申し上げれば、私どもなりに、そこところは、契約金額の妥当性ですけれども、検証させていただいている。私どもとしては適正に計上するようにしていると申し上げることができようかと思っております。

○岩瀬委員 ということは、残債が1,000億あるのは、これは適正な契約ということですか。業務見積りに基づいたものであって、これは決して割高ではなくてきちんと支払っ

ていくということですか。

○石井社会保険庁運営部長 基本的にはそのように私ども考えております。

○岩瀬委員 まだ、会計検査院の報告書を読んでいないので、新聞報道だけですけれども、技術者の種別だとか作業時間とかそういうのも把握しないで適当に積み上げた金額であったという趣旨の記事が出ているわけです。そうであれば通常の契約関係でいけば実体が伴った経費コストではないというふうになると思うのですけれども、それはもう一度見直して、しかもその上に利益が乗せられているわけですから、社会保険庁の、我々の保険料がかなり過剰に支払われたというふうに考えられるのではないかと思うのですが、それをもう一度今精査をして残債を割り引くなり棒引きするなりということはされたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○石井社会保険庁運営部長 私どもも、平成16年の10月から調達委員会というのを特につけておっしゃったような取組を特に強化しようということで開発スケジュール、その下での開発規模、そしてその金額、これの妥当性を調達委員会でもチェックするし、さらにその下にシステム検証委員会というのも立ち上げて外部の専門家にも入っていただいて、開発工程の重要な部分を中心にそれが妥当なのかどうか、工程なり単位金額ですね、これが妥当なのかというチェックをしてきております。

会計検査院からのご指摘というのは、私どもなりに一応開発業者と交渉してそしてフィックスした工程で、金額の前提となっている工程ですけれども、こここのところの管理監督が甘いのではないのかと、こういうような指摘もいただいたかと思えますけれど、ご指摘をいただいて以降きちっと採用状況なども把握し報告を受ける形でやらせていただいているということは申し上げることができようかと思えます。

○岩瀬委員 指摘は何年に受けたのですか。

○石井社会保険庁運営部長 ちょっとすみません、うろ覚えになってしまいますけれども。すみません、ちょっとこれは確認させてください。これは後ほどご報告させていただきたいと思えます。

それからもう一点、契約形態の話がございます。契約形態は確かに契約書というものを取り交わして、契約書については、実は開発事業者は年金給付システムを担当している日立製作所とNTTデータとあるわけでございます。今岩瀬委員がおっしゃっているのはこのNTTデータの話だろうと思えます。

NTTデータとの関係はおっしゃるようにデータ通信サービス契約という形態で、これは整理としては公共サービスというのがございますね。電気とか水道とか。そうしたものと同じような類型に属するのだという捉え方の下で各省とも比較的長年にわたって公共サービスに係る契約、具体的にはそれぞれ約款というのが定められているわけです。約款にしたがってその契約を行えば足りるという扱いがございまして、それに則ってやってきたと、そういう意味で契約がない状態が長くあったわけでございます。

まさにそれはおかしいのではないかという指摘を受けまして、私どもも少し遅いのです

けれども本年4月からデータ通信サービス契約、これを廃止しまして、これからの分についてはきちんとした利用契約を結ぶという形に移行してございます。ちなみに、日立とはこれは既に、前々から毎年度毎年度の請負契約という形で取り交わしてきてございます。

○岩瀬委員 細かいことは僕はよく分からないのですが、いわゆるデータ通信契約の金額が妥当なものか妥当でないのかというのは内部で検証されているからいいのだとおっしゃるわけですが、もし妥当であるというのであればそれを公表していただいて世の中一般に見せる。いろいろな批判を仰ぐということをしていただけませんか。

○石井社会保険庁運営部長 ご趣旨は分かります。ただ一点留意しなければいけないのは、いわば妥当であるかないかということのどこを見るかということなのですが、それは要するに作業とそれに見合う契約金額、これはその契約対象の開発案件、作業的に様々な行為が積みあがってそれぞれの細かな行為ごとに金額がついて、それを足し上げられて開発案件単位で総額いくらと、こうなっているわけでございます。

この要するに、例えば開発案件の個々の開発工程、その中の詳細な作業これごとに基本的には見るということでありまして、一点気になりますのは、この手の話でよくあるわけでございますけれども、開発事業者、これは企業でございますのでそこに自分たちのいろいろな秘密情報が実は入っている。ですから、ライバル企業との関係でちょっとそこところは開示してほしくないという話もあるわけございまして、本件についてどうかというのはこれはもちろん開発事業者に聞いてみなければ分からないことではありますけれども、留意事項としてそういう事情が考えられるということはお含みおきいただきたいと思っております。

それから、案件ということでございますけれども、これはいろいろとあるわけございまして、もし可能であれば、これは後ほどということで、事務局を通じてご指示なりをいただきたいと思っておりますけれども、残債の対象となっている案件のうち、いずれかご指定をいただいて、例えばそれをサンプル的にご観察いただくということが可能かどうか、その辺をご協力いただければと思うのですけれども。

○岩瀬委員 どうもありがとうございます。

○本田座長 八田委員。

○八田委員 4点ほど伺いたいと思います。まず12ページに人員削減試算の内訳というところで、正規職員を3,700~3,800名ぐらい減らして、一方で正規職員を今度強化する業務へシフトのほうで増やすということになっています。しかし、システム改善をお考えになった時点、正規職員を削減なさるご予定であったか。それから一部は強化する業務に転職させるというようなことも考えていらしたのか。それがあっても削減した正規職員の転職先はまだ足りないと思うのですよ。そここのところについて、どうお考えだったかをまず伺いたいのです。これが1点です。

○石井社会保険庁運営部長 では、お答えします。ここに出ております削減数というのは7年経過する中での積み上がりでございます。それで、年度年度によって数字の出方が違

ってまいるわけですが、いわば職員の退職数でございますが、直近で見ますと定年退職、勸奨退職、自己都合というのもございますけれども、そこらへんを大雑把につかみまして、この計画を作った段階では大体300名から400名、これが年間退職者数ということで出てくるということを見てございました。したがってその数字を基にこの削減数というのを考えますと自然の減の中にこれは吸収して、そして対応できる。そういうものとして、私どもは実現できるだろうと考えたわけでございます。

○八田委員 それは、差し引きの差に対してそのように実現できるということですか。それとも、上の<合理化による減>の全体が自然減でもって達成できるということですか。

○石井社会保険庁運営部長 はい。差し引きということで基本的には考えてございました。

○八田委員 分かりました。そうすると、それに関係してですが、第2点として、各年に合理化による減をどれだけ正規職員と非常勤職員でお考えなのか、それから強化する業務のほうもどれだけなのかということをお示しいただければと思いますし、そうするとシステム導入が全部完成したときにどのくらい更に減らす必要があるのかが分かるのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。

第3点ですが、この4ページに今までの取組の経緯が書いてあります。ここでシステムの変更の業務改善計画は非常によく考えられているものだと思うのですが、ここの案というのは結局はこのIBMのビジネスコンサルティングサービスに委託してできた報告書が土台になっていると考えてよろしいのでしょうか。

○石井社会保険庁運営部長 お答え申し上げます。IBMビジネスコンサルティングサービスのノウハウというのはやはり、これを抜きにしてこの最適化計画というのはなかったと思います。それとやはり、私どものほうの職員、特に個別業務について一定程度のスキルがある人間、これを集めました。それで彼らのスキルというものをよく聞いていただいて、そしてIBMの子会社の方、スタッフの方とか、かなり一体的な形になりまして、それで業務そのものの洗い直しを共同でやるというようなことをベースに積み上げてこれは作られた、こういうことでございます。

○八田委員 分かりました。ところで、村瀬長官が就任なさったのはいつだったのでしょうか。

○吉岡社会保険庁総務部長 平成16年7月23日です。

○八田委員 平成16年7月23日ですか。そうすると、IBMに策定支援を委託するというのは村瀬長官の就任前から既に決まっていたということなのではないでしょうか。

○石井社会保険庁運営部長 はい、おっしゃるとおりです。

○八田委員 そうすると、ある意味では、村瀬長官が就任なさったこと自体、こういう全体的見直しをしていこうという、6月ですから直前ですよ、ご就任の。全体的な見直しをやっけいこうという機運の中で同時に行われたと考えてよろしいですか。

○石井社会保険庁運営部長 はい。

○八田委員 分かりました。それから、ここの最適化計画では、石井さんがご説明になっ

たところでは、外部のコンサルティングと内部の実際に実務をしている人達の共同作業でできたということだと思います。しかし、28ページの今後のイメージというところになりますと「システム開発委員会」というのを作って国と日本年金機構で合同でシステムの変更をしていくということが書いてあるのですね。

これに、国が入る必要であるのかなという気がするのですよ。今回外部のコンサルティングと内部の仕事をしている人達の共同作業が非常にうまく行って大規模な改革ができた。そこに、国のノウハウが本当に役立っていたのだろうか。国から来た人達は、日本年金機構の人達がやる気が全くなくなってしまうのではないかなという気がするのですがその点についてはどうでしょうか。

○石井社会保険庁運営部長 なかなか難しいお話だと思うのですが、おっしゃるように国の管理が過度に強くなってしまって、例えば日本年金機構におけるシステムに関する非常に積極的で自主的なそういう研究だとか提案だとか、そういったものを押しえ込んでしまうというのは、これは避けなければいけないと思います。

ただ、一方で今回の記録問題などもそうなのですけれども、ある意味で任せすぎると、特定の事業者なりに任せすぎて、そしてそのいわばブラックボックス化してしまうと、気がついたときにはとんでもない事態に立ち至っているということが発生することも同時に避けなければいけない。

とすれば、基本的には日本年金機構において、これは私の個人的なものが多少入りますけれども、CIO補佐官に相当するかなり力量のあるプロジェクト管理に精通された方が日本年金機構全体を仕切ってそれで比較的細部に至るまで将来を見通した指導をする。そういう状況で、日本年金機構が存在し、それと呼応する形で力量的にはどうかというのを思いますけれど、日本年金機構にいるCIO補佐官ときちんと対話ができるプロジェクト管理に精通したスタッフがいて、その下に国の職員がいて、そして過度に干渉もしないし、といって任せすぎもしないという、そこらへんの兼ね合いをうまく持ちながら上同士が連携をしつつ、下の連携を取りつつということで、全体として共同の効果を高めるという形で、体制をうまく作ることが1つの理想像ではないのかなと考えております。

○八田委員 社会保険庁でやっていることの監督がうまくいかなかったために、今回、いろいろな問題が起きた訳ですが、実は社会保険庁のキャリアの方は皆、厚生労働省から来られていたわけですね。内部で意思決定をする人たちが、内部自身で育つという体制ではなかったわけですね。それが失敗したわけですね。要するに、厚生労働省の人が入っていたから失敗したわけですね。

それなのに、自発的な意欲を持つ人を内部で育てるには今まで失敗した人たちが入ってきてはダメで、むしろ外部のコンサルタントを従来より入れやすいという環境ができた訳ですから、どんどん積極的に活用したほうがいいのではないのでしょうか。このシステム開発委員会を作るということは、法律で決まっています、もう動かさないわけなのですか。

○石井社会保険庁運営部長 その点についてお答えしますと、このシステム開発委員会そ

のものは法律に規定されている組織ではございません。これはいわば、国と日本年金機構の間の連携をよくするにはどういう姿がありうるのかということひとつの構想ということで出させていただいたものでございます。

○八田委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○本田座長 では、大山委員。

○大山委員 遅れてきて申し訳ありません。説明をちゃんと聞いていないところがあるので間違っていたら申し訳ないのですが、いくつか質問させてください。まず3ページ目にオンラインシステムの見直しの話が出ていますが、レガシーシステムの経緯のところを見ると1の(1)の①に「申し入れがあった」というのがトリガーになっているように書かれていて、すごく残念に思っています。

何を申し上げたいかという、社会保険庁さんは問題意識を持っていたのかどうかをまず1点目として、お聞きしたいと思います。いくつか細かいことを伺いたいの、1つずつ答えていただければありがたいと思います。もしよろしければ。今の点はどうですか。

○石井社会保険庁運営部長 この平成15年3月の時点で社会保険庁がどういう認識をしていたかということなのでございますけれども、私自身そのころ席を置いておりませんでしたものですから、何とも申し上げられないのですが、やはり、特にNTTデータとの関係でございませけれども、日立とももちろんそうなのですが、始めた当初はそれなりに時代の先端を行くようなものであったものが、徐々に陳腐化してきてしまっているということでの問題意識はあったと聞いております。

○大山委員 はい。次、12ページ目ですが、社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減試算の内訳に関して、これは意図があるのなら教えてほしいのですが、例えば一番上のところでいうと、正規職員1,200~1,300名、次は800~900名となっていて、小計でどういう計算をすると2,800~2,900名になるのか分かりません。要するに最低の状況なら左側を全部足すべきで、一番多い場合は右を足すのに、なぜここで100名の幅で押さえ込んでいるのかが分からないので、ここを説明していただけますか。

○石井社会保険庁運営部長 このときの整理といたしましては、基本的にはこういうこととでございます。この小計の数字というのは、なかなか難しいのでございますけれども、平成17年の秋にですね。平成18年度を初年度として向こう7年間を見渡すと、見通してどうい数字を自分たちは出すことができるのだろうかと考えました。

そのときに、大括りに、大雑把に項目別がらっと作る、つかむという方法がある一方で、細かく積み上げるというものもあるだろうと。それで私ども非常に悩みまして、それで細かく積み上げることができる部分はできるだけ出してみよう。ただ、しかしながら考えてみたときに、単純にそれらを少ないものをずっと足しあげると相当な数字になるわけですが、いくら何でもこういう数字にはならないのではないかとというものもございまして。

ある意味では、ですから、ご覧いただきたいのは小計の数字でございまして、その数字の内訳として主なものがこういうように考えられて、底のところはこんな幅だと、そうい

うような性質のものとしてご覧いただければということでございます。

○大山委員 ありがとうございます。小学生にやらせても絶対にこういう数字は出てこないで、そこは分かるようにしていただくほうがいいのではないのかなと思っただけです。今のような思いがあるのであれば、どこかに書いておかれたほうがいいのではないかという気がします。

○石井社会保険庁運営部長 かしこまりました。

○大山委員 次は28ページで、先ほどからシステム開発委員会の話が出ていますが、社会保険庁さんとしては、システム開発委員会がこれからできると、現状から今後への対応の仕方についてどうお考えになられているのかが、クリアに説明されていないような気がします。すなわち、今でもかなり大変な思いをなさっていると思うので、どういう手を打たれようとしていて、この先システム開発委員会がしっかり機能するためにはどうかという話もあります。先ほどから伺っていて、用語の定義が明確でないからいけないのかもしれませんが、C I O補佐官とおっしゃいました。補佐官の職務は今の制度上では、評価・助言のみなのです。

したがって補佐官の人がいても、先ほどから指摘がある話には全く効果はないのではないかと危惧します。そこをどうお考えになられているのか、答えが今出なければそれでもいいので、もし差し障りがなければ、あるいは検討中であれば言っていただきたいと思えます。

○石井社会保険庁運営部長 大変恐縮ですけれども、このシステム開発委員会というものを立ち上げていくのにどのような工程をたどるかとか、先ほどは今お世話になっているC I O補佐官の力量というものをしみじみと私などは感じるものですから、ついそういうのを例として挙げさせていただいたのですが、要はそのくらいの力量を持っている方ということをお願いしたかったわけでございますけれども、そういった方々のたとえば位置付けなどですね、今後検討しなければいけない部分ということで、宿題と思ってございます。

○大山委員 最後に、38ページのところで教えていただきたいのですが、第一次名寄せ、第二次名寄せとなっています。最初の質問は、経費がいくらかかっているかということです。2つ目は次のページの40ページです。これはフローなので間違いなのだろうと思うのですが、真ん中辺に「期間重複チェック」とあって、「記録が結びつく可能性なし」で右へ行って、左に「記録が結びつく可能性あり」になっていて、さらに下に降りてくるというのは意味が分かりません。「あり」と「なし」以外にあるというのは一体どういう意味なのでしょう。表に出て行く紙だとすれば、これはけっこう恥ずかしいフローです。このところをご確認いただきたいと思えます。

○石井社会保険庁運営部長 まず1点目でございますけれども、開発経費というお尋ねと受け止めさせて頂きたいと思えます。

○石井社会保険庁運営部長 開発すべきプログラムは既にご承知のとおり3本ございます。

これら3本を合計で8月の30日に一定の見積もり方で契約してございまして、それが確か、すみません、手元に詳しい数字を持ってございませぬのですが、12億3,000万ぐらいの金額だったと思います。これは後ほど必要であればご報告させていただきたいと思ひます。で、契約をしているという状況でございませぬ。

ただし、そのときに契約の相手先、これは現在システムの運用をやらせてもらっておりますNTTデータと日立製作所、それぞれが契約相手の3本の契約、足した金額でございませぬ。何せ開発そのものに早く着手しなければいけないということで、見積もり方がやや類似比較というような方法も勘案しながら設定した金額でございませぬので、その段階で、後ほど開発の工程が具体化していくわけにございませぬけれども、その工程というのをにらんでWBS、Work Breakdown Structureでございませぬけれども、この方法でもって更にきっちりとした精査をさせていただこう。その結果として、その積み上げてみた金額が今申し上げた金額よりも低い場合には、そちらのほうに変更をさせていただくと、こういうことを留保条件として取り交わしているということにございませぬ。

○植田社会保険業務センター副所長 よろしいですか。40ページのいわゆるシステムフローもどきの絵にございませぬが、おっしゃるようによ変です、これは。訂正をいたします。普通は線からまた枝分かれをするというようなフローはございませぬので、ちょっと難しいのを集約をしすぎてこういうようになったのかなと思ひますが、適切ではないと思ひますので訂正をしたいと思ひます。

○本田座長 ちょっと待ってください。この資料も記者ブリーフに出ますので折角ですから、ブリーフの前に事務局と修正するのにか話してください。

○吉岡社会保険庁総務部長 ちょっと今考えませぬ。

○江澤行政改革推進事務局次長 会議が終わりますまでにどうしたらいいかを教えてください。

○本田座長 それでは大山委員。

○大山委員 すみませぬ、今の質問の答えで、最後のところだけもう1点だけ聞かせてほしくなりました。39ページにあるフローに、いろいろ新たに考案された条件の内容性と書いてありますが、1点目はトリガーが何なのでしょう。要するに誰かが来てこのソフトは動くのか、それとも社会保険庁のセンター側で自動的にこれを走らそうとしているのか、これが1点目の質問です。

2点目はプラスマイナス1日まで一致というのが書いてありますが、これは2日にしたらソフトウェアの作り直しでまたお金かかるのですかという疑問が生じます。要はこの「名寄せ」が十分だとは残念ながらまだ思えないので、そこに対する柔軟性というのは当然お考えになられていると期待しますが、そこはいかがでしょう。

○石井社会保険庁運営部長 私のほうからこの「名寄せ」プログラムの条件設定に関する柔軟性というのをお答えさせていただきます。おっしゃるように、例えば生年月日条件の緩め方でございませぬけれども、プラスマイナス1ということもできますし、プラスマイナ

ス2とか3とか、そういう形で条件設定することはもちろん可能でございます。契約内容からいたしまして、そういう条件設定をしたとしても、条件設定のところで対応できますので、新たな追加的なコストというのがかかるという事ではございません。

もう1つは、あの……。

○大山委員 このソフトは自走的に動いていくのか、それとも相談の方が社会保険事務所に来たときに初めて動くのかでずいぶん違うと思うのですが、そこはどちらなのか。

○石井社会保険庁運営部長 これは基本的にまず自動的に走らせようと考えてございます。

○大山委員 そうすると社会保険事務所の端末には出てこないのですか、逆に。

○石井社会保険庁運営部長 ええ、あくまでも業務センターのコンピュータの中でずっと走らせ、ぶつけ合うと、こういう作業でございます。ただし、こういう過程を経て、3条件、例えば一次名寄せであれば3条件一致ということで一定のものが出てまいります。それを期間重複チェックで絞り込んで、これはおよそ間違いないだろうという形で把握したもの、これを今度は「ねんきん特別便」という形で、こういうのが出ていますよということで特定の方々にご連絡するわけです。

そういう連絡をこれこれの方にこの記録について、5,000万件の中から把握したこの記録について、われわれは連絡をしているということは、経過管理ソフトのひとつの種類だと思いますけれど、これを別にシステムを作りまして、それで端末で確認できるようにいたします。

○本田座長 はい、斎藤委員。

○斎藤委員 2つお伺いしたいと思います。先ほど石井部長がプロジェクトマネジメントの重要性を強調なさっていて、まさにそのとおりでと思うのですが、これだけのサイズのプロジェクトマネジメントをできる人材というのは多分日本の中でもそれほど多くないと思うのですね。そうしますと、どうやってそういう人材を確保するかというと、1つには内部での養成が考えられますが、それには時間がかかります。そうしますと、外部からヘッドハンティングということも考慮せざるを得ない状況だろうと思うのですが、そのあたりはもう既に手を打ってらっしゃるのでしょうか。

ヘッドハンティングは、ものすごく時間がかかる作業になると思うのですね。その適材がいたとしても、その方が今やっている仕事が、例えば、2年後に終わるからその後だったならば採用できるとか、かなり時間をかけてやっていかなければならないことなので、なるべく早くスタートすべきことだと思うのですが、今プロジェクトマネージャーの採用に対してどういうことがなされているのか、今後どういうことを計画されているのかがお分かりでしたら教えていただきたい。というのが第1点です。

それから第2点目は、素人考えで不思議だなと思ったところをちょっと教えていただきたいのですが、22ページのところで2の課題、電子証明書が有料であることが課題になっているということなのですが、なぜ申請に電子証明が必要なのだろうというのがよく分かりませんでした。

それと有料というのはいくらぐらいのことなのか教えてください。このOCRで読み込ませるとか、手作業を全廃するとかということがありますがけれども、電子申請が増えればずっと楽になって人手ももっと減るわけですね。それを奨励するために、何か方法がないのだろうかということが疑問に思われました。

それからその次のページの23ページのところで、データベースに反映されるのが数日後であるということをお先ほどご説明承りましたが、これも素人考えで考えると、今3日おきにやっているバッチ処理を毎日やればこれはすぐにデータベースに即日反映できるのではないかと思うのですが、そんな簡単なことではないのでしょうか。なぜそれが時間のかかることなのか教えていただけたらと思います。

というのは、新しい組織になってこんなに変わりましたというのがすぐに誰にでも分かるような形にするには、小さな積み重ねもとても重要だと思うのですが、そのバッチ処理の回数、日時を変えるだけでできるのだったら、すごくアピールしやすいのではないかと思ったのですが。以上お答えください。

○石井社会保険庁運営部長 それではお答えいたします。まず1点目のプロジェクトマネージャーの確保に関するお尋ねでございますけれども、大変恐縮なのですが、現状はヘッドハンティングということについてはまだ特段のことはやってございません。また、そういった方をどうやったら確保できるかというようなことについても、検討にまだ入ってございませんで、これも宿題ということになってございます。

それから電子証明書が有料であるということでございますけれども、これは政府全体の取組ということで、各省とも電子申請というのを何しろシステムの一部として据えてやりなさいということになってございます。私の記憶ではこの証明書を得ることがアクセスする条件になってくるわけでございますけれども、うろ覚えなのでございますけれども、1万円程度はしたのではないかというふうに思っております、意外にちょっと割高な感じを持たれがちではなかったかと思っております。

○大山委員 それは民間サービスの話ですね。官のサービスについても触れるべきでしょう。現在の公的個人認証サービスは3年で500円です。

○石井社会保険庁運営部長 はい。

○大山委員 全然値段が違うので、公的個人認証サービスについて言われたほうがいいですよ。3年500円で全国の自治体で取れます。

○石井社会保険庁運営部長 それから3点目でございますけれども、現状でもバッチ処理は毎日することで対応できるのではないのかということなのですが。これは1つにはマシンスケジュールというものがございまして、社会保険庁の場合ですと昼はまさに業務に使われております。夜は、いろいろなメンテナンスとかそれから改修とか、制度改正などがあるときにそれに対応するプログラムの開発の作業なんかもいわばモザイクのようにして夜のスケジュールも実はあるわけございまして、バッチ処理のスケジュールもその中に置いているということでございます。

なかなか毎日定期的にやるというという、そういう隙間を時間的に確保することがマシンスケジュール上非常に難しいという実情にございます。同時にまた毎日やりますとお金も掛かるということでございまして、そこがネックになっているということでございます。であるが故に今度、刷新後は速報情報の精度を高めることで対応したいという話でございます。

○斎藤委員 ありがとうございます。

○本田座長 あとございますか。

○岩瀬委員 年金相談と広報関係の資料についてお聞きしたいのですけれども。まず年金相談なのですが、これはもう一切外に出さないというお考えでしょうか。監視委員会の中でもちょっと議論になってはいますけれども、相談業務の窓口というのはたくさんあったほうが加入者、受給者にとって便利だろうと。だから市役所ですとか、社会保険労務士会などで相談業務を委託する。もちろん社会保険庁でもやるのだけれども、そのようにしていただいたほうがいいのかと思いますので、その辺についてお考えをお聞きしたい。

もう1つそのこの広報予算なのですけれども、これは社会保険庁においてのみ実施したものと書きになってはいます。年金局は入っていないと書いてはいますけれども、これは社会保険庁と社会保険事務局も一体化していると考えていいのですか、それとも本庁だけで作ったものなのかどうかですね。できたら年金局の予算と、年金局がどういうことをやっているのかというののもちょっと教えていただきたいのですけれども。今日でなくて結構です。

○吉岡社会保険庁総務部長 1点目ですけれども、まさに前回から始まりました、新しい日本年金機構における業務委託のあり方、どの部分は日本年金機構自身がやってどの部分を出すかという宿題をいただいておりますので、鋭意、先週以来詰めております。当然年金相談についても、どういうことが可能かということについて、検討させておりますので考え方がまとまれば他の業務と併せて、またご報告、ご相談をお願いしたいと考えております。

○石井社会保険庁運営部長 それから年金広報の予算の関係でございますけれども、これはですね、本庁それから地方の社会保険事務局分合わせたトータルの金額でございまして、年金局のほうの予算はこれには入ってございません。私が承知している限り、年金局については広報用の予算というのはあっても非常に少額ではないかと思っております。

○岩瀬委員 これは局です、本庁でもパンフレットやリーフレットを作り、各局で独自にそれぞれパンフは作っていたと思うのですけれども、今現在は同じような形で局に予算を渡して局が勝手に作るという形になっているのですか。

○石井社会保険庁運営部長 お答え申し上げますと、実は基本形が大きく変わってございまして、確かに以前がそういうようになり地方の実情といいますかそういったものを反映することを認めるような、そういう予算執行をしてございました。けれども、村瀬長官がお越しになって以来、やはり伝えるべき基本情報というのはこれほどだって同じでな

くてはいけない、かつ、そのウェイトというのは我々の業務分野においては多いのではないのかというようなことから、本庁が今は、平成18年度からでございますけれども基本的にリーフレット、パンフレット類は、本庁がまず基本仕様を決める、そしてどうしても地方の実情をそこに反映させたい場合には本庁の承認を取るという形に切り替えてございます。したがって、ばらばらというような実情はもはやございません。

○岩瀬委員 分かりました。あともう1点。これはそれぞれの部数、何部ずつ作っているのか、そういうのを教えていただけますか。

○石井社会保険庁運営部長 では後ほど資料を。

○岩瀬委員 それとこれは点字版というのは作ってらっしゃるのでしょうか。あと音声テープみたいなものは用意しているのかどうかということも併せて。

○石井社会保険庁運営部長 はい、分かりました。

○本田座長 もしなかったら私のほうからも2、3お伺いします。12ページの、先ほどから議論になっているのですが、先ほどご説明を聞いてはと思ったのはですね、自然減300人なりそこらを考えて7年間云々というのが先にありきみたいな感じがしました。本来こういうものというのはそれぞれの業務を分析し、こういう中でこれをやったらこうだと、ということになるのではないのかなと思ったのですが。

もう1つは強化する業務へのシフトというのがそれに非常に似たような数字になっているので、やはり本当に強化するのはどういうものかということで、今回我々の会議の目的もここら辺にありますので、先ほど吉岡部長から今例えば年金相談にしても更に精査し云々ということがありましたので、今私がお聞きしたことが間違いだったら、間違いだとおっしゃっていただいているのですけれども、そんな感じがいたします。それはどうお考えになっているのか。

○石井社会保険庁運営部長 第1点目についてお答え申し上げたいと思います。先に300というような自然減の数字があって、というような見方もある意味出てきても自然かなと思うわけでございますが、私どもがこの計画を作ったときの考え方はそういうものは最初にありきではございません。

どちらかという組織を維持するためには、やはり300名辞めたらやはりそれに見合う数のものを新人ということで受け入れて、そしてその組織の力をいうものを維持するというのが当たり前だろうと思うわけですが、私どもの場合は何しろ先に合理化減ということで出せるものはどれだけかというのをはじき出しまして、そしてそれを実際にどうしたらこなすことができるだろうかということで、今度は退職者の方も足し上げてみたところ、こういうようなことです。

したがって、300名から年によっては400名の退職者が出るわけでございますけれども、通常組織ですとおそらくその半分は新人という形で、多分いくらなんでも補うと思うのですが、私どもの場合には300名なら300名という枠全部を使い切って年度によっては合理化減に対応しようと、こういうような考え方でこの時はやらせていただいたと記憶してござ

います。

○本田座長 通常の場合400名の退職者に対して新人200名は云々という、これはまた全くそれぞれの企業なり組織によって環境変化の中で考えていくものですから、そういう割り切りは私はないのだろうということを1点申し上げておきます。

もう1つは、23ページの住基ネットは平成23年度からとなっているのですが、今、記録問題はいろいろな問題があって、おそらく平成23年にシステムの刷新が終わるから、それからということかもしれませんけれども、既にいくらかでも使えるのであれば、平成23年度からではなくて現在においてもどんどん活用すべきではないかと思うのですが、もし私の考えに違いがありましたら、ご説明をお願いします。

○植田社会保険業務センター副所長 住基ネットにつきましてはここに書いてあります平成23年というのは、先ほど申し上げました死亡の情報、住所変更の情報、いわゆる今取得できる全てを完成形と言いましょうか、それが平成23年度。これは法律の手当ても実は済んでおりまして、施行が平成23年度ということになっているのですが、相手側の準備も要りますし、私どもの準備も要ると、そういうものを勘案して平成23年になっておりますが、実は昨年12月から既に現時点でも使えるものは使っております。

特に一番大きなのは年金受給者の現況届というのがありまして、言葉があまりよろしくないのですがいわゆる生存確認なのですね。死亡されていないかどうかということを確認されるわけですが、これは1年に1回必ず、従来はこちらからはがきをお送りして自分のほうから返信用はがきにサインをして出していただくということをやって確認していたのです。それを住基ネットで我々のほうから確認を磁気テープで全受給者に確認が行きまして、確認ができる人についてはもう現況届の提出はいりませんということに、今なっております。

障害年金のように、診断書を提出していただいて障害の程度を見ないといけないという方はまた別の従来どおりの現況届をやっておりますけれども、特に老齢年金の受給者についてはもう、昨年12月からできるものについてはもう導入をしております。

○本田座長 はい、分かりました。

まだいろいろとご質問あるかと思いますが、時間もありますので、続きを……。

はい。

○大山委員 資料の中で、これも表に出るとすると気になることがあります。24ページですが、メインフレームで被保険者データベース、新センターの右側のところに書いてありますが、メインフレームをサーバー系に置き換えると決まったのではなかったのですか、というのが質問の1点目です。

それから、同じところに吹き出しのところにネットワークの刷新と書いてあります。回線のオープン化という言葉はどう取られるか分かりませんが、ちょっと気になるので、確認させてください。端末設備のオープン化は分かりませんが、回線のオープン化はどういう意味ですか。

○石井社会保険庁運営部長 今ご指摘いただいた点は、早急に整理しまして修正したほうがいいかなと思いますので、そう対応させていただきます。すみません。

○大山委員 回線のオープン化の意味はわかりますか。

○石井社会保険庁運営部長 すみません、端末のオープン化と混線したのかなと。

○大山委員 そうかもしれないので、確認をしてください。

○八田委員 座長がおっしゃったことでちょっと関連して伺いたいことがあります。私もこの間死亡確認はちゃんと住基ネットで見られるということ、高井戸で伺いました。ということは現在は死亡確認だけが見られるが、平成23年になれば障害も見られる、ということなのですか。それともあと例えば住所など他の情報も今でも見られるわけですか。

○植田社会保険業務センター副所長 役場に死亡届を出した人はもう自動的に我々のほうに住基ネットを介してデータが届きますというのが平成23年からやろうということです。

○八田委員 それは今でもできるのではないのですか。

○植田社会保険業務センター副所長 今は、この人が生存をしてらっしゃるのでしょうかというのを我々のほうから照会を行っているのです。

○八田委員 そうですか。

○植田社会保険業務センター副所長 その答えがまた返ってくる。

○八田委員 それは市役所に照会するということですか。

○植田社会保険業務センター副所長 住基ネットのセンターです。一括して。

○本田座長 平成23年度からというのを早めるためにはどうすればいいのですか。

○植田社会保険業務センター副所長 これはお互いのシステムの環境整備をしなければいけないものですから、受入側が自動的に例えば死亡データをもらいました、住所変更をもらいましたといっても、それは自動的に処理できる体制も要りますし、向こうも自動的にうちへ送ってくれるような準備が要るものですから。ですから今省令上こういう場合は死亡届が社会保険事務所にいりますよとか、住所変更届を出さないといけませんよというのが削除されて、もう自動的にうちにきますので要りません、というような格好になるのが平成23年ということでございます。

○本田座長 また意見はあとで。時間もありますので、次に全国健康保険協会の設立委員会の件につきましても、当会議の整理を受けまして採用基準を検討していただいているところでございますので、この件について。

○吉岡社会保険庁総務部長 総務部長でございます。資料の2、社会保険庁解体後のもう1つの受皿でございます全国健康保険協会、こちらはもう設立委員会の議論が進んでおりまして、先般、ページを開いていただきますように、10月25日付けに、昨日付けでこの協会の職員の募集についてという設立委員会名の文書が既にオープンにされております。

それでその次のページにまいりまして、設立委員会の星野委員長から社会保険庁長官あてに職員の募集についてというものも既に出されております。こちらの会議でもご関心のこの全国健康保険協会の職員の採用の基準ということでございますが、こちらのご意向を

受けまして、先般この全国健康保険協会の方の10月16日の委員会におきまして、採用基準などにつきまして議論いただいたわけですが、文言修正などについて委員長に一任が取り付けられた結果この資料の3ページの各項に書いていますような職員の採用の基準ということで固まったものでございます。

特にこの1から5までございますうち、4番につきましてはこれは業務に関し懲戒処分を受けたものの扱いが1つの焦点になっておりますけれども、この全国健康保険協会におきましても「懲戒処分を受けた者、及び社会保険庁の改革に反する行為を行なった者についてはその内容等を踏まえ、勤務成績及び改悛の情を考慮して、可否を厳正に判断するものとする。あわせて、矯正措置等についても、その理由となった行為の性質等をきめ細かく勘案するものとする」と、全国健康保険協会におきましても年金業務・組織再生会議のご議論に近い形の整理をさせていただきまして、昨日既にオープンということでご報告をさせていただきました。以上でございます。

○本田座長 ただいまのご説明に何かご質問ありますか。

○大山委員 すみません。非常に細かいことで恐縮ですが、3ページ目です。3.のところ「職務遂行に支障のない健康状態であること」と書いてあって、これはなんていう言い方をしたか忘れましたが、前回、前々回ぐらいに出ていた話の中から見ると、心身の故障により長期に云々というのがありました。これで含まれているのですか。ああいうケースの場合というのは。何というのでしたっけ。

○岩瀬委員 ヤミ専従？

○大山委員 それってこれで読めるのですかというのはよく分からないので、非常に細かいことで恐縮ですが、こういう文書は気になるものですから。

○依田社会保険庁政管公法人準備室長 では、事務方のほうから。3ポツ目のところでございますが、こちらの方の病気休職なされている方ということ想定して書いたということでございます。

○大山委員 ここはそういうことですね。

○岩瀬委員 ヤミ専従は。

○大山委員 これはここでは読めないですか。

○本田座長 読めないでしょう。

○大山委員 やはり読めないのでしょうか。分からなかったので教えてほしかっただけです。

○本田座長 私からお聞きしてよろしいですか。この5ページの「規模の粗いイメージ」というのがあえて出しておりますけれども、社会保険庁の皆さんが真剣になって検討されたのだと思うのですけれども教えて下さい。どういう組織でどういう人がどういった作業でこういう形でお作りになったのかをちょっと教えてください。

○依田政管公法人準備室長 5ページの前に、4ページに今回の組織設計につきましての基本的な考え方がございますが、そもそも全国健康保険協会につきましては先般の医療制

度改革を踏まえまして保険者機能を強化していくということが最大の眼目でございます。特に都道府県別の保険料率に協会発足後移行いたしますという関係上、各都道府県に支部を設けまして、各都道府県単位で保険者機能を発揮をして、例えば予防を重視をして医療行為を強化していただく、そういうところの活動が眼目になる。また地域における費用を分析をして医療費適正化の計画を推進していくというところでございます、そういったところを強化をしていくべきということがそもそもの組織設計の狙いでございます。

そうした観点から今回の組織設計に当たりましては、人員のところの対応関係で申しますと、いわゆる総務・企画ということで各都道府県の企画部門を自立強化をしていくということがございます。それから、そうした各都道府県に保険者機能を発揮していくためには、やはり本部でも適正化のためのいろいろなプログラムだとか指導していくというところで、本部機能の強化も必要になってくるというところでございます。

そうした中で全体的に人員を削減していくといった場合にレセプト、それから健康保険の給付のところがあるわけですが、ここが現在非常に大勢を占めておりますけれども、そういった部門につきましては今回システム化、それから今回支払い事務は本部に一括をして、ファームバンキングなども入れるということでやっております、そういったところの業務を効率化をして全体として合理化を図るといったところで進めさせて行くというのが資料の形でまとまっているということでございます。

○本田座長 はい、小寫委員。

○小寫委員 1ページ目職員の募集について、とあるのを見ますと1,800名と300名を足すと2,100名になって、多分これは常勤職員の募集だと思いますが、そうするとどうもイメージとしては非常勤職員が入っていないという感じがするのですが。

それと、その1,800名というのが社会保険庁から移ってこられる方と考えますと、この数字だけをみると常勤職員は300名ちょっとしか減らないのですけれども、実際社会保険庁で現在勤めておられる常勤職員の人だけを考えると600名ぐらい減らさないと計算が合わないことになると思うのですが、その点はどういう計算になるのですか。

○吉岡社会保険庁総務部長 現在、5ページの右に書いていますように現状を、こういった部門に働く社会保険庁の職員は2,200名でございます。それでこれは、先ほど担当から申しあげました制度の改革の過程で2,000名減らされるということでございますが、この常勤の左端の2,000名の内訳につきましては、先ほどの資料にもございましたように、1,800名を社会保険庁の職員から、残りのいわゆる一般事務職ということでは200名、民間から募集したい。

1,800名プラス200名で、それで2,000名ということでございますが、一番下の欄にちょっと細かい数字はありませんけれども、現在この全国健康保険協会の1つの大きな事業になります保険事業につきましては現行のところ、健康事業財団への委託事業にしておりますが経費削減のために能力のある保健師を左端にございますように約100名強雇い上げるということでトータルで2,100名。事務職といたしましては2,000名の内訳といたしまして

は社会保険庁元職員1,800名、民間から200名と、こういう考え方でございます。

○本田座長 それではまだご質問もあろうかと思いますが時間もまいりましたので、本日はどうもありがとうございました。

社会保険庁におかれましては次回以降もヒアリングということになっておりますのでよろしくをお願いします。

本日は誠にありがとうございました。

それではこれもちまして、本日の会議は終了させていただきたいと思います。なお、先ほど申し上げましたように、午後から社会保険事務所、事務局集約事務センターの視察を予定してございます。詳細は後ほど事務局の方からご案内させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、10月31日水曜日の17時から19時とさせていただき、引き続き次回も社会保険庁からのヒアリングを行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議につきましてはこの後、私のほうから記者へブリーフィングしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

どうも本日はありがとうございました。

以 上